

# 肝付町における弾道ロケット打上げの安全実施についてのガイドライン細則

令和7年12月17日決定

肝付町における弾道ロケット打上げの安全実施についてのガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)第7条の規定により、細則を次のとおり定める。

## 1 適用範囲

本ガイドラインが適用する「ロケット」は、教育研究を目的とするハイブリッドロケット等とし、それを逸脱すると認められるロケットは適用外とする。

## 2 打上げ体制の整備

本ガイドライン及び次の事項により実施すること。

- (1) ガイドライン第2条第1号による打上げ実験は(以下、「共同実験」という。)、当ガイドラインおよび当該共同実験の定めるルールに従うものとする。ガイドライン第2条第2号によるロケット打上げ実験(以下、「単独実験」という。)については、共同実験の定めるルールに準じつつ、当ガイドラインに沿って実施するものとする。
- (2) 実施団体は、本ガイドライン第4条第3号に規定する安全審査員に対し、審査手数料を支払うこと。
- (3) 単独実験による実施団体は、宇宙・科学のまちづくり会議が選任する審査員による安全審査及び安全審査書類との整合性を目的とした機体審査(現地審査)を受けること。
- (4) 実施団体は、本ガイドライン第4条第4号に規定する第三者機関に対し、証明手数料等を支払うこと。なお、単独実験による実施団体は、宇宙・科学のまちづくり会議と手数料の額及び納付方法等を事前に協議し、手続きに従うこと。
- (5) 審査手数料、証明料等の金額は、審査員、第三者機関の内部規定によるものとし、証明料等が免除または減額される場合がある。
- (6) 本ガイドライン第4条第4号に規定する第三者機関は、一般社団法人九州みらい共創を指定とする。
- (7) 打上管理責任者等は、「弾道ロケット打上げ安全実施ガイドライン」に設定する警戒区域及び立入制限区域の地権者(借地権者を含む)に対し、打上げ概要説明を打上げ実施計画書作成前に行い、土地の使用について許可を受けること。
- (8) 打上管理責任者等は、ガイドライン等に基づく打上げ実施計画書の作成にあたり、内之浦漁業協同組合、志布志海上保安署、JAXA 及びその他必要となる団体等に打上げ概要説明等を行い、打上げに対する理解及び共通認識を図ること。ただし、打上げの規模及び実施内容により、概要説明等を要する団体が異なることから、団体の選定及び実施方法については、あらかじめ肝付町と協議すること。また、共同

実験に係る志布志海上保安署については、第三者機関を通じて連絡すること。

- (9) 打上管理責任者等は、ガイドライン等に基づく警戒区域及び立入制限区域の設定に際し、その基準及び範囲について、関係機関に報告すること。
- (10) 打上げ準備作業及び打上げ時における安全対策として行う立入り規制のために要所に配置する人員は、打上管理責任者等において手配し、配置すること。
- (11) 打上げるロケット及び指令所等において、消防法上の指定数量以上の危険物または毒物及び劇物取締法上の危険物の使用がある場合は、あらかじめ鹿児島県ならびに大隅肝属地区消防組合に報告すること。
- (12) 打上管理責任者等は、ロケット連絡会に出席し、打上実験について説明すること。
- (13) 射場や利用施設の原状回復、清掃、借用備品の返却等は、実施団体が責任をもって行うこと。
- (14) 打上げ実験に係る費用は、実施団体において負担すること。

### 3. 実験の同意

- (1) 岸良海岸からのロケット打上げは、当面の間、最大飛翔距離（水平距離）1 km程度とし、ロケットのエネルギー量を最大 2.5 kN・sec 程度とすること。また、地域住民の安心と生活を尊重するため、可能な限り居住区域からの退避を必要とせず、かつ、漁業、農業等従事者に対して影響がないことを前提とし、その計画を策定すること。
- (2) 町は打上げ実験の内容に疑義が生じた場合は、その内容について、管理責任者等に確認または協議を行い、疑義が解消されない場合は、打上げ実験の中止または打上げ条件の設定変更を申し入れることができる。
- (3) 町は、実施団体の求めに応じ、実施団体と関係機関・関係団体と調整役をすることができる。
- (4) 実施団体と町が合意をした際には、可能な範囲で支援を行うことができる。

### 4. 責任の所在

- (1) 本ガイドライン第4条により町が「同意」した場合であっても、町は当該実験に関連して発生するいかなる損害・事故・トラブルについて一切の責任を負わない。
- (2) 本ガイドライン第4条第3号に規定する安全審査は、ロケット打上げ実験の安全性または事故の発生有無を保証するものではなく、安全審査員は一切の責任を負わない。
- (3) 本ガイドライン第4条第4号に規定する第三者機関証明は、安全にロケットが打上げられることを担保するものではなく、第三者機関は一切の責任を負わない。

### 5. その他

本細則に定めのない事項は、宇宙教育拠点化推進会議で協議し、決定する。